

平成30年11月22日提出

平成30年11月市議会定例会

説明書・参考

島 田 市

説 明 書

議案第75号 島田市災害等による市税の減免条例の一部を改正する条例について

災害により死亡した場合や自然災害により農作物に被害を受けた場合における市民税の減免規定を新設するとともに、災害により固定資産に被害を受けた場合における固定資産税の減免規定の見直しを行うため、条例の一部を改正し、平成31年1月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第76号 島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

平成30年1月に定められた指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、利用者の服薬状況等の情報を必要に応じ主治の医師に伝達することなどを規定することにより、医療機関等との連携を強化させるため、条例の一部を改正し、公布の日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第77号 島田市総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例について

メインアリーナの冷暖房設備の導入に伴い、その利用料の上限等を設定するとともに、卓球場の利用区分の変更等を行うため、条例の一部を改正し、平成31年4月1日から施行しようとするものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第78号 工事請負契約について

平成30年度循環型社会形成推進交付金事業（島田市クリーンセンター）汚泥再生処理センター整備工事に係る工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第79号 指定管理者の指定について（島田市立養護老人ホームぎんもくせい）

島田市立養護老人ホームぎんもくせいの指定管理者の指定期間が平成31年3月31日をもって満了することに伴い、次期の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第80号 指定管理者の指定について（島田市川根温泉）

島田市川根温泉の指定管理者の指定期間が平成31年3月31日をもって満了することに伴い、次期の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第81号 指定管理者の指定について（島田市川根温泉ホテル）

島田市川根温泉ホテルの指定管理者の指定期間が平成31年（2019年）6月30日をもって満了することに伴い、次期の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第82号 指定管理者の指定について（島田市民総合施設プラザおおるり）

島田市民総合施設プラザおおるりの指定管理者の指定期間が平成31年3月31日をもって満了することに伴い、次期の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

議案第83号 市道路線の認定について

島田金谷インターチェンジ周辺地区開発事業に伴い整備した1路線を認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

参考は、別紙のとおりです。

目 次

議案第75号	島田市災害等による市税の減免条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	1
議案第76号	島田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	9
議案第77号	島田市総合スポーツセンター条例の一部を改正する条例について ◇新旧条文対照表 -----	17
議案第78号	工事請負契約について ◇入札結果表及び工事の概要 ----- ◇位置図及び配置図 -----	25 26
議案第79号	指定管理者の指定について（島田市立養護老人ホームぎんもくせい） ◇指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 -----	27
議案第80号	指定管理者の指定について（島田市川根温泉） ◇指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 -----	29
議案第81号	指定管理者の指定について（島田市川根温泉ホテル） ◇指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 -----	31
議案第82号	指定管理者の指定について（島田市民総合施設プラザおおるり） ◇指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 -----	33
議案第83号	市道路線の認定について ◇市道認定路線位置図 -----	35

（付記）

図面は、既成の都市計画図等を使用しているため、現況と一部異なる場合があります。

議案第75号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市災害等による市税の減免条例

新 条 文

(趣旨)

第1条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）により被害を受けた者又は傷病により所得の著しい減少若しくは異常の出費（医療費その他傷病に係る出費（保険金等により補填されるべき金額を除く。）で特に多額であるものをいう。以下同じ。）があったため納税が困難と認められる者が納付すべき市民税又は固定資産税の減免については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(市民税の減免)

第2条 市長は、災害により市民税の納税義務者（個人に限る。以下同じ。）が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合により市民税を減免する。

(1) 死亡した場合 全部

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなった場合 全部

(3) 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第1項第10号に規定する障害者となった場合 100分の90

2 市長は、市民税の納税義務者のうち前年（減免の申請があった日（災害による場合は、その被害を受けた日）が1月から3月までの間にある場合は、前々年とする。以下同じ。）の合計所得金額（法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が400万円以下のものであって、災害及び傷病により所得が著しく減少したと認められるものに対しては、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める所得の減少の程度及び減免の割合により市民税を減免する。

前年の合計所得金額	所得の減少の程度及び減免の割合		
	前年の合計所得金額の100分の70以上のもの	前年の合計所得金額の100分の50以上100分の70未満のもの	前年の合計所得金額の100分の20以上100分の50未満のもの
200万円以下であるとき。	全部	100分の80	100分の60
200万円を超え300万円以下であるとき。	100分の90	100分の70	100分の50
300万円を超えると	100分の80	100分の60	100分の40

3 市長は、市民税の納税義務者のうち前年の合計所得金額が200万円以下のもので

対 照 表

旧 条 文			
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）により被害を受けた者又は疾病、傷害（以下「傷病」という。）等により異常の出費があったため納税が困難と認められる者が納付すべき市民税又は固定資産税の減免については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p>			
<p>(市民税の減免)</p> <p>第2条 市長は、市民税の納税者のうち災害により所得が著しく減少し、又は被害のため家財等の損失が著しかったとき（保険金等により補てんされたものを除く。）、及び傷病等により所得が著しく減少し、又は異常の出費があったと認められるときは、次の区分により市民税を減免する。</p>			
(1) 災害及び傷病等により所得が減少した場合			
区分	所得の減少の程度及び減免の割合		
	前年の合計所得金額の100分の70以上のもの	前年の合計所得金額の100分の50以上100分の70未満のもの	前年の合計所得金額の100分の20以上100分の50未満のもの
地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第9号に規定する障害者となったとき。	全部	100分の90以内	100分の90以内
前年の合計所得金額が200万円以下であるとき。	全部	100分の80以内	100分の60以内
前年の合計所得金額が300万円以下であるとき。	100分の90以内	100分の70以内	100分の50以内
前年の合計所得金額が400万円以下であるとき。	100分の80以内	100分の60以内	100分の40以内
(2) 災害により家財に損失を受けた場合			
損失の程度	家財（土地を除	家財（土地を除	家財（土地を除

あって、傷病により異常の出費があったと認められるものに対しては、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める異常の出費の程度及び減免の割合により市民税を減免する。

前年の合計所得金額	異常の出費の程度及び減免の割合		
	異常の出費の総額が前年の合計所得金額の100分の70以上のもの	異常の出費の総額が前年の合計所得金額の100分の50以上100分の70未満のもの	異常の出費の総額が前年の合計所得金額の100分の20以上100分の50未満のもの
100万円以下であるとき。	全部	100分の80	100分の60
100万円を超え150万円以下であるとき。	100分の90	100分の70	100分の40
150万円を超えると き。	100分の80	100分の50	100分の20

4 市長は、市民税の納税義務者のうち前年の合計所得金額が1,000万円以下のものであって、その者（納税義務者の法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は同項第9号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補填されるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の100分の30以上であると認められるものに対しては、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める損害の程度及び減免の割合により市民税を減免する。

前年の合計所得金額	損害の程度及び減免の割合	
	損害の金額が住宅又は家財の価格の100分の50以上のもの	損害の金額が住宅又は家財の価格の100分の30以上100分の50未満のもの
500万円以下であるとき。	全部	100分の50
500万円を超え750万円以下であるとき。	100分の50	100分の25
750万円を超えると き。	100分の25	100分の12.5

5 前各項の規定にかかわらず、冷害、凍霜害、干害等により農作物に被害を受けた場合には、市長は、市民税の納税義務者のうち前年の合計所得金額が1,000万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。）であって、農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価額から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額をいう。）が平年における当該農作物による収入額の100分の30以上であるものに対しては、市民税の所得割の額（農業所得以外の所得がある場合は、当該年度分の市民税の所得割の額を前年における農業所得の金額の合計所得金額に

	く。)の総価額の 100分の70以上の もの	く。)の総価額の 100分の50以上 100分の70未満の もの	く。)の総価額の 100分の20以上 100分の50未満の もの
減免の割合	全部	100分の70以内	100分の50以内

(3) 傷病等により異常の出費があった場合

前年の合計所得金額	出費の程度及び減免の割合		
	前年中又は本年 の出費の総額が 前年の合計所得 金額の100分の70 以上のもの	前年中又は本年 の出費の総額が 前年の合計所得 金額の100分の50 以上100分の70未 満のもの	前年中又は本年 の出費の総額が 前年の合計所得 金額の100分の20 以上100分の50未 満のもの
100万円以下である とき。	全部	100分の80以内	100分の60以内
150万円以下である とき。	100分の90以内	100分の70以内	100分の40以内
150万円を超え200万 円以下であるとき。	100分の80以内	100分の50以内	100分の20以内

対する割合で按分して得た額をいう。)について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合により市民税を減免する。

- (1) 前年の合計所得金額が300万円以下であるとき 全部
- (2) 前年の合計所得金額が300万円を超え400万円以下であるとき 100分の80
- (3) 前年の合計所得金額が400万円を超え550万円以下であるとき 100分の60
- (4) 前年の合計所得金額が550万円を超え750万円以下であるとき 100分の40
- (5) 前年の合計所得金額が750万円を超えるとき 100分の20

(固定資産税の減免)

第3条 市長は、固定資産税の納税義務者のうちその課税標準の計算の基礎となった固定資産について災害により被害を受け損失(保険金等により補填されたものを除く。)が著しいと認められるもの又は傷病により所得が著しく減少し、若しくは異常の出費を要する等のため生活困難と認められるものに対しては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合により固定資産税を減免する。

(1) 災害により土地に被害を受けた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める割合

- ア 被害面積が当該土地の面積の100分の80以上のとき 全部
- イ 被害面積が当該土地の面積の100分の60以上100分の80未満のとき 100分の80
- ウ 被害面積が当該土地の面積の100分の40以上100分の60未満のとき 100分の60
- エ 被害面積が当該土地の面積の100分の20以上100分の40未満のとき 100分の40

(2) 災害により家屋に被害を受けた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める割合

- ア 全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき 全部
- イ 主要構造部分が著しく損傷し、大規模な修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の100分の60以上の価値を減じたとき 100分の80
- ウ 屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用の目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の100分の40以上100分の60未満の価値を減じたとき 100分の60
- エ 下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用の目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の100分の20以上100分の40未満の価値を減じたとき 100分の40

(3) 災害により償却資産に被害を受けた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める割合

- ア 当該償却資産の価格の100分の80以上の価値を減じたとき 全部
- イ 当該償却資産の価格の100分の60以上100分の80未満の価値を減じたとき 100分の80
- ウ 当該償却資産の価格の100分の40以上100分の60未満の価値を減じたとき

(固定資産税の減免)

第3条 市長は、固定資産税の納税者のうちその課税標準の計算の基礎となった固定資産について災害により被害を受け損失が著しかったとき、(保険金等により補てんされたものを除く。)又は傷病等により所得が著しく減少し、かつ、異常の出費を要する等のため生活困難と認められるときは、次の区分により固定資産税を減免する。

(1) 災害による場合

ア 土地

被害の程度	埋没又は流失面積が当該面積の100分の70以上のとき。	埋没又は流失面積が当該面積の100分の50以上100分の70未満のとき。	埋没又は流失面積が当該面積の100分の20以上100分の50未満のとき。
減免の割合	全部	100分の70以内	100分の50以内

イ 家屋、償却資産

損害の程度	価額の100分の70以上のもの	価額の100分の50以上100分の70未満のもの	価額の100分の20以上100分の50未満のもの
減免の割合	全部	100分の70以内	100分の50以内

(2) 傷病等により所得が著しく減少し、かつ異常の出費を要する等のため生活困難な場合

減免判定基準による総指数	20以下	20を超え30以下	30を超え40以下	40を超え50以下
減免の割合	全部	100分の70以内	100分の50以内	100分の30以内

減免判定基準は、市長が別に定める。

100分の60

エ 当該償却資産の価格の100分の20以上100分の40未満の価値を減じたとき

100分の40

(4) 傷病により所得が著しく減少し、又は異常の出費を要する等のため生活困難な場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める割合

ア 市長が別に定める減免判定基準による総指数（以下「減免総指数」という。）が20以下のとき 全部

イ 減免総指数が20を超え30以下のとき 100分の70

ウ 減免総指数が30を超え40以下のとき 100分の50

エ 減免総指数が40を超え50以下のとき 100分の30

(減免の方法)

第4条 前2条の規定による減免は、その申請のあった日（災害による場合は、その被害を受けた日）の属する年度（次項において「対象年度」という。）分の市税について、当該申請のあった日（災害による場合は、当該被害を受けた日）以後最初に到来する納期限に係る税額分（既に納付されたものを除く。）から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、対象年度分の市税について、減免の申請のあった日（災害による場合は、その被害を受けた日）以後到来する納期限がないときは、対象年度の翌年度分の市税について、前2条の規定を適用することができる。

3 第2条の規定による減免は、納付の方法が特別徴収による場合は、当該減免の申請があった日（災害による場合は、その被害を受けた日）の属する月の初日以後において特別徴収すべき税額について適用する。

(申請の手続)

第5条 第2条又は第3条の規定の適用を受けようとする者は、島田市税条例（平成17年島田市条例第49号）第51条第2項又は第71条第2項の規定による申請書に減免事由を証明する書類及び損失又は出費の明細等を記載した書類を添えて、納期前7日（災害による場合は、市長が別に定める日）までに市長に提出しなければならない。

(減免の方法)

第4条 前2条の規定による減免は、その申請のあった日（災害による場合はその被害を受けた日）以後最初に到来する納期限に係る税額分から適用する。ただし、市長が認める場合はこの限りではない。

(申請の手続)

第5条 第2条又は第3条の規定の適用を受けようとする者は、島田市税条例（平成17年島田市条例第49号）第51条第2項又は第71条第2項の規定による申請書に減免事由を証明する書類及び損失又は出費の明細等を記載した書類を添えて、納期前7日までに市長に提出しなければならない。

新 条 文

(基本方針)

第4条 省略

2 省略

3 省略

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携の確保に努めなければならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 省略

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 省略

(2) 省略

5 省略

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係

対 照 表

に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

旧 条 文
<p>(基本方針)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携の確保に努めなければならない。</p>
<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第7条 省略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p><u>3</u> 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、<u>第6項</u>で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p><u>4</u> 省略</p> <p><u>5</u> <u>第3項第1号</u>の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係</p>

る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定介護予防支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第4項各号に掲げる方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの
- (2) 省略

8 省略

(法定代理受領サービスに係る報告)

第16条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市（法第53条第7項において読み替えて準用する法第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 省略

(記録の整備)

第31条 省略

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日（当該指定介護予防支援を提供した日をいう。）から5年間保存しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
 - ア
 - イ 省略
 - エ
 - オ 第33条第1項第16号の規定による評価の結果の記録

(3)

- イ 省略

(5)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する

る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- (1) 第3項各号に掲げる方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの
- (2) 省略

7 省略

(法定代理受領サービスに係る報告)

第16条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市（法第53条第7項において読み替えて準用する第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 省略

(記録の整備)

第31条 省略

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日（当該指定介護予防支援を提供した日をいう。）から5年間保存しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳
 - ア
 - イ 省略
 - エ
 - オ 第33条第1項第15号の規定による評価の結果の記録

(3)

イ 省略

(5)

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する

基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)

↳ 省略

(8)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)

↳ 省略

(14)

(15) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

(16)

↳ 省略

(20)

(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（次号及び第23号において「主治の医師等」という。）の意見を求めること。

(22) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

(23)

↳ 省略

(29)

2 省略

（介護予防支援の提供に当たっての留意事項）

第34条 指定介護予防支援事業者は、介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善のみを目指すのではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。

(2)

基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)

↳ 省略

(8)

(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めること。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)

↳ 省略

(14)

(15)

↳ 省略

(19)

(20) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めること。

(21)

↳ 省略

(27)

2 省略

（介護予防支援の提供に当たっての留意事項）

第34条 指定介護予防支援事業者は、介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善のみを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。

(2)

） 省略

(8)

） 省略

(8)

議案第77号 参 考

新 旧 条 文

例規名 島田市総合スポーツセンター条例

新 条 文

別表（第14条関係）

1 施設利用料

(1) メインアリーナ

ア 夏期

利用区分			利用時間及び利用料				
			午前	午後	夜間	昼間	全日
			午前 8 時 30分から 正午まで	午後 1 時 から午後 5時まで	午後 6 時 から午後 9 時30分 まで	午前 8 時 30分から 午後 5 時 まで	午前 8 時 30分から 午後 9 時 30分まで
アマチュアスポーツ、レクリエーション等に利用する場合	入場料を徴収しない場合	高校生以下の者又は高校生以下の団体	6,070円	6,910円	6,070円	13,840円	20,780円
		市内に住所を有しないもの	18,220円	20,740円	18,220円	41,530円	62,340円
		その他の者	12,150円	13,830円	12,150円	27,690円	41,560円
に利用する場合	入場料を徴収する場合	高校生以下の者又は高校生以下の団体	12,240円	13,910円	12,240円	27,010円	40,120円
		市内に住所を有しないもの	36,730円	41,730円	36,730円	81,030円	120,360円
		その他の者	24,490円	27,820円	24,490円	54,020円	80,240円
その他の場合	入場料を徴収しない場合	高校生以下の者又は高校生以下の団体	15,330円	17,400円	15,330円	33,590円	49,780円

対 照 表

旧 条 文

別表（第14条関係）

1 施設利用料

(1) メインアリーナ

利用区分		利用時間及び利用料				
		午前	午後	夜間	昼間	全日
		午前 8 時 30分から 正午まで	午後 1 時 から午後 5時まで	午後 6 時 から午後 9 時30分 まで	午前 8 時 30分から 午後 5 時 まで	午前 8 時 30分から 午後 9 時 30分まで
アマチュア スポーツ、 レクリエー ション等に 利用する場 合	入場料を 徴収しな い場合	6,170円	6,990円	6,170円	13,160円	19,330円
その他の場 合	入場料を 徴収する 場合	18,510円	20,980円	18,510円	39,490円	58,010円
	入場料を 徴収しな い場合	24,680円	27,970円	24,680円	52,660円	77,340円
	入場料を 徴収する 場合	74,050円	83,930円	74,050円	157,980円	232,040円

合	市内に住 所を有し ないもの	45,990円	52,210円	45,990円	100,780円	149,350円
	その他の 者	30,660円	34,810円	30,660円	67,190円	99,570円
入場 料を 徴収 する 場合	高校生以 下の者又 は高校生 以下の団 体	40,010円	45,380円	40,010円	86,250円	127,130円
	市内に住 所を有し ないもの	120,040円	136,150円	120,040円	258,760円	381,400円
	その他の 者	80,030円	45,380円	80,030円	172,510円	254,270円

イ 夏期以外の期間

利用区分		利用時間及び利用料				
		午前	午後	夜間	昼間	全日
		午前 8 時 30分から 正午まで	午後 1 時 から午後 5時まで	午後 6 時 から午後 9 時30分 まで	午前 8 時 30分から 午後 5 時 まで	午前 8 時 30分から 午後 9 時 30分まで
アマチュア スポーツ、 レクリエー ション等に 利用する場 合	入場料を 徴収しな い場合	6,170円	6,990円	6,170円	13,160円	19,330円
	入場料を 徴収する 場合	18,510円	20,980円	18,510円	39,490円	58,010円
その他の場 合	入場料を 徴収しな い場合	24,680円	27,970円	24,680円	52,660円	77,340円
	入場料を 徴収する 場合	74,050円	83,930円	74,050円	157,980円	232,040円

(2)

() 省略

(8)

(9) 卓球場

- (2)
- （ 省略
- (8)
- (9) 卓球場

単位	省略
1人当たり、1回 <u>1台</u> につき	省略

(10) 省略

(11) 省略

備考

1 「夏期」とは、7月1日から9月30日までの期間をいう。

2 「高校生以下の者」とは、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に在学する者（これらに準ずる者として市長が認める者を含む。）をいう。

3 「高校生以下の団体」とは、高校生以下の者及びこれらの者を引率する者をもって組織する団体をいう。

4 「市内に住所を有しないもの」とは、市内に住所を有しない者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を除く。）又は事務所、事業所等を有しない法人その他の団体をいう。

5 メインアリーナを夏期に利用する場合は、別表の3 冷暖房利用料の表に規定するメインアリーナの冷暖房利用料を徴収しない。

6 メインアリーナを夏期に利用する場合において、気温、天候等を勘案して冷房を使用することが適当でないものとして規則で定めるときの利用料の額は、夏期以外の期間の利用料の額とする。

7 メインアリーナ、サブアリーナ、多目的武道場又は弓道場の一部を利用する場合の利用料の額は、利用区分及び利用時間に応じて定められた利用料の額に利用する施設の総面積に対する利用する面積の割合を乗じて得た額とする。

8 メインアリーナの一部を個人で利用する場合の利用料の額は1人当たり1時間につき300円とし、サブアリーナの一部を個人で利用する場合の利用料の額は1人当たり1時間につき150円とする。ただし、メインアリーナの一部を夏期に個人で利用する場合の利用料の額は、1人当たり1時間につき590円とする。

9 卓球場を1時間単位で利用する場合の利用料の額は、1人当たり1台につき60円（高校生以下の者が利用する場合は、30円）とする。

10 省略

11 メインアリーナ（夏期に利用する場合を除く。）、サブアリーナ、多目的武道場、弓道場、アリーナ控室、運営室、師範室、多目的室、軽体操室又は研修室を高校生以下の団体が利用する場合又は高校生以下の者が個人で利用する場合

単位	省略
1人当たり、1回につき	省略

(10) 省略

(11) 省略

備考

1 メインアリーナ、サブアリーナ、多目的武道場及び弓道場の一部を利用する場合の利用料の額は、利用区分及び利用時間に応じて定められた利用料の額に利用する施設の総面積に対する利用する面積の割合を乗じて得た額とする。

2 メインアリーナを個人で利用する場合の利用料の額は1人当たり1時間につき300円とし、サブアリーナを個人で利用する場合の利用料の額は1人当たり1時間につき150円とする。

3 省略

4 「高校生以下の者」とは、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に在学する者（これらに準ずる者として市長が認める者を含む。）をいう。

5 メインアリーナ、サブアリーナ、多目的武道場、弓道場、アリーナ控室、運営室、師範室、多目的室、軽体操室及び研修室を高校生以下の者及びこれらの者を引率する者をもって組織する団体が利用する場合又は高校生以下の者が個

の利用料の額は、利用区分及び利用時間に応じて定められた利用料の額の50パーセントに相当する額とする。

12 市内に住所を有しないものが利用する場合（メインアリーナを夏期に利用する場合を除く。）は、利用区分及び利用時間に応じて定められた利用料の額の50パーセントに相当する額を加算するものとする。

13 省略

14 省略

2 省略

3 冷暖房利用料

利用区分	単位	利用料
<u>メインアリーナ（冷房）</u>	<u>1時間につき</u>	<u>1,710円</u>
<u>メインアリーナ（暖房）</u>	<u>1時間につき</u>	<u>1,370円</u>
<u>サブアリーナ</u>	<u>1時間につき</u>	<u>1,850円</u>
省略		

備考

1 メインアリーナの一部を利用する場合の冷暖房利用料の額は、利用区分に応じて定められた利用料の額にメインアリーナの総面積に対する利用する面積の割合を乗じて得た額とする。

2 メインアリーナの一部を個人で利用する場合の冷房利用料の額は1人当たり1時間につき290円とし、暖房利用料の額は1人当たり1時間につき230円とする。

3 この表の規定により算出した利用料の額に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 附帯設備利用料

区分	単位	利用料
省略		
<u>卓球用具</u>	<u>一式</u>	<u>100円</u>
<u>トランポリン</u>	<u>一式</u>	<u>300円</u>
省略		

備考 省略

人で利用する場合の利用料の額は、利用区分及び利用時間に応じて定められた利用料の額の50パーセントに相当する額とする。

6 市内に住所を有しない者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を除く。）又は事務所、事業所等を有しない法人その他の団体が利用する場合は、利用区分及び利用時間に応じて定められた利用料の額の50パーセントに相当する額を加算するものとする。

7 省略

8 省略

2 省略

3 冷暖房利用料

利用区分	単位	利用料
<u>サブアリーナ</u>	<u>1時間につき</u>	<u>1,850円</u>
省略		

4 附帯設備利用料

区分	単位	利用料
省略		
<u>卓球用具</u>	<u>一式</u>	<u>100円</u>
省略		

備考 省略

議案第78号 参 考

入札結果表及び工事の概要

1 入札結果表

工事名 平成30年度循環型社会形成推進交付金事業（島田市クリーンセンター）
汚泥再生処理センター整備工事

（単位：円）

予 定 価 格	2,100,600,000
入札書比較価格	1,945,000,000

業者名	入札書記載金額（単位：円）	結果
	第1回	
日立造船(株)東京本社	1,880,000,000	落札
契約金額	2,030,400,000	

※予定価格及び契約金額は、消費税及び地方消費税の額を含む。

2 工事の概要

(1) 工期

本議案可決の日の翌日から平成33年1月31日まで

(2) 工事場所

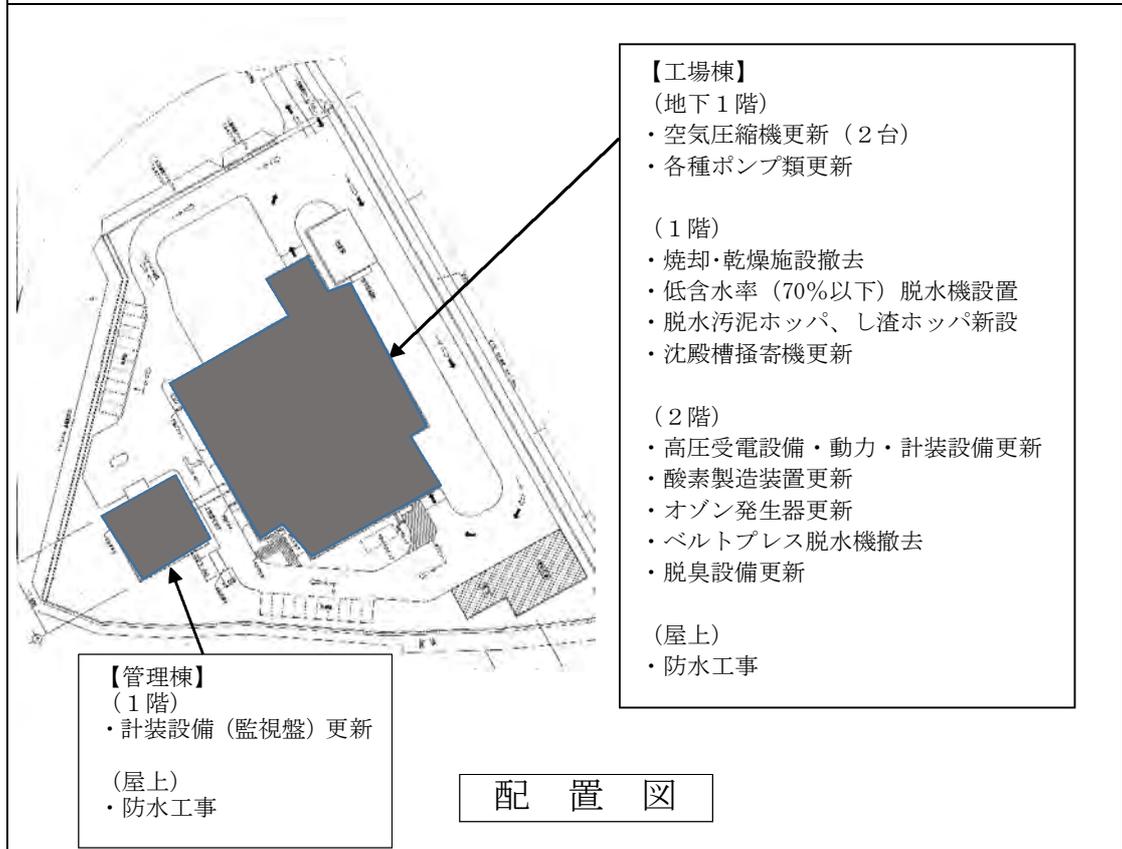
島田市金谷東二丁目地内（島田市クリーンセンター）

(3) 工事内容

ア 焼却設備撤去工事一式

イ 更新工事一式（処理設備（機械工事）、配管・ダクト工事、電気・計装工事、
土木・建築工事）

(島田市クリーンセンター) 汚泥再生処理センター整備工事
位置図及び配置図



議案第79号 参 考

指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 (島田市立養護老人ホームぎんもくせい)

1 指定管理者に指定しようとする団体の概要

- (1) 名称 社会福祉法人牧ノ原やまばと学園
- (2) 代表者 理事長 長澤 道子
- (3) 所在地 牧之原市坂部2151番地2
- (4) 設立年月日 昭和54年5月1日
- (5) 業務内容
 - ア 特別養護老人ホームの経営
 - イ 養護老人ホームの経営
 - ウ 障害者支援施設の経営
 - エ 老人短期入所事業の経営
 - オ 老人デイサービス事業の経営
 - カ 老人居宅介護等事業の経営
 - キ 障害福祉サービス事業の経営
 - ク 地域活動支援センターの経営
 - ケ 特定相談支援事業の経営
 - コ 居宅介護支援の事業
 - サ 地域包括支援の事業
 - シ 介護予防拠点施設の事業
 - ス 地域生活支援の事業
 - セ 介護、福祉に従事する介護員等の教育、研修及び養成事業
- (6) 役員
 - 役員 9人(うち理事長1人、理事6人、監事2人)

2 島田市指定管理者候補者選定委員会における評価票

施設の名称	島田市立養護老人ホームぎんもくせい	応募団体数	1団体
		団体の名称	社会福祉法人牧ノ原やまばと学園
評価項目	評価内容	平均評価点数	
1 事業計画の内容	施設の管理を完遂できる事業計画か。	3.20	
	施設の設置目的を十分に果たす計画か。		
	事業計画及びスケジュールに無理はないか。		
	職員配置、職員数及び採用計画は妥当か。		
	施設の利用を公平に行う配慮がなされているか。		
2 施設の管理運営	利用者の意見を管理運営に反映できるか。また、利用者の利便性の向上に配慮されているか。	3.29	
	施設の設置目的及び機能を理解しているか。		
	柔軟なサービス提供の取組が期待できるか。		
	緊急時の対応が図られているか。		
	個人情報保護の措置が図られているか。		
3 収支計画	収支予算の内容は適切であるか。	3.03	
	経費の圧縮が図られているか。		
	安定的な収入を得るための計画か。		
	他の施設運営においての実績が収支計画に影響を及ぼさないか。		
	市の歳出の軽減が図れるか。		
4 団体の能力及び適格性	指定管理者制度の趣旨を理解しているか。	3.29	
	管理を行うのに十分な管理組織となっているか。		
	特定の政治団体、宗教等を偏重してないか。		
	最近の活動内容に評価する点はあるか。		
	施設の運営に対する意欲があるか。		
5 施設の特異性に着目した項目	入所者に対する一層の処遇が図れるよう基準以上の職員配置がなされているか。	3.21	
	施設的环境が入所者に対し健全・清潔に保持されるか。		
	入通院の介助及び入所者・身元引受人・親族等の苦情・要望について、適切に対応できる体制づくりがなされているか。		
	年間、月間、週間の各行事について、工夫と配慮がみられるか。		
	職員の知識、技術、能力の向上につながる研修の受講やコンプライアンス等に係る研修の実施等、その定着を図る取り組みがみられるか。		
	適切な安全管理体制及び非常時の災害対策がとられているか。(事故発生の防止体制、緊急時の対応、防犯・防災対策、避難訓練の実施など非常時の災害に対する対応等)		
総合評価点数		16.02	

備考

- 選定の方法は、次のとおりとする。
 - 評価は、原則として、評価内容ごとに、「5優れている、4やや優れている、3普通、2やや劣っている、1劣っている」の5段階で行う。ただし、施設の設置目的により、配点を加減することができる。
 - 評価項目ごとに、各評価内容の評価点数を加算し、評価内容数で除した点数(小数点以下2けた未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数)を平均評価点数とし、その合計を総合評価点数とする。
 - 総合評価点数の最も高いものを指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、各評価項目の平均評価点数に3点未満の点数がある場合は、指定管理者の候補者の選定対象としない。
- 「3 収支計画」の評価内容のうち「他の施設運営においての実績が、収支計画に影響を及ぼさないか。」及び「4 団体の能力及び適格性」のうち「最近の活動内容に評価する点はあるか。」については、該当事項がない場合は、評価内容から除く。
- 「5 施設の特異性に着目した項目」の評価内容は、委員会の会議において決定する。

議案第80号 参 考

指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 (島田市川根温泉)

1 指定管理者に指定しようとする団体の概要

- (1) 名称 株式会社川根町温泉
- (2) 代表者 代表取締役 染谷 絹代
- (3) 所在地 島田市川根町笹間渡220番地
- (4) 設立年月日 平成10年2月19日
- (5) 業務内容

ア 島田市の所有もしくは管理する「ふれあい拠点施設」(ふれあい棟、物産販売所、コテージ、農業体験施設、スポーツ体験施設及び駐車場その他付属施設)の管理運営の受託に関する業務

イ 地域産業における関係情報の収集処理及び販売に関する業務

ウ 地域産業に関する催事の企画、立案及び販売の斡旋に関する業務

エ 農林水産物の加工・販売及び展示販売に関する業務

オ 菓子類の展示販売に関する業務

カ 陶器、衣料用繊維製品及び伝統工芸品並びに民芸品の展示販売に関する業務

キ 日用雑貨、玩具及びスポーツ用品の販売に関する業務

ク スポーツ施設、キャンプ場、宿泊施設の経営及び受託運営に関する業務

ケ 酒類及びたばこの販売に関する業務

コ 飲食店及び喫茶店の経営に関する業務

サ 観光情報サービスに関する業務

シ 前各号に掲げる物品の配送、搬送に関する業務

ス 前各号に付帯する一切の事業

(6) 役員

役員 7人(うち代表取締役1人、取締役4人、監査役2人)

2 島田市指定管理者候補者選定委員会における評価票

施設の名称	島田市川根温泉		応募団体数	1団体
		団体の名称	株式会社川根町温泉	
評価項目	評価内容		平均評価点数	
1 事業計画の内容	施設の管理を完遂できる事業計画か。		3.51	
	施設の設置目的を十分に果たす計画か。			
	事業計画及びスケジュールに無理はないか。			
	職員配置、職員数及び採用計画は妥当か。			
	施設の利用を公平に行う配慮がなされているか。			
2 施設の管理運営	利用者の意見を管理運営に反映できるか。また、利用者の利便性の向上に配慮されているか。		3.49	
	施設の設置目的及び機能を理解しているか。			
	柔軟なサービス提供の取組が期待できるか。			
	緊急時の対応が図られているか。			
	個人情報保護の措置が図られているか。			
3 収支計画	収支予算の内容は適切であるか。		3.37	
	経費の圧縮が図られているか。			
	安定的な収入を得るための計画か。			
	他の施設運営においての実績が、収支計画に影響を及ぼさないか。			
	市の歳出の軽減が図れるか。			
4 団体の能力及び適格性	指定管理者制度の趣旨を理解しているか。		3.57	
	管理を行うのに十分な管理組織となっているか。			
	特定の政治団体、宗教等を偏重してないか。			
	最近の活動内容に評価する点はあるか。			
	施設の運営に対する意欲があるか。			
5 施設の特異性に着目した項目	健康増進事業を実施しているか。		3.43	
	ふれあいと交流を目的とした事業を実施しているか。			
	浴槽、貯湯槽等の水質検査と滅菌洗浄を実施しているか。			
	川根温泉ホテルの指定管理者と連携が図られているか。			
総合評価点数			17.37	

備考

1 選定の方法は、次のとおりとする。

- (1) 評価は、原則として、評価内容ごとに、「5優れている、4やや優れている、3普通、2やや劣っている、1劣っている」の5段階で行う。ただし、施設の設置目的により、配点を加減することができる。
- (2) 評価項目ごとに、各評価内容の評価点数を加算し、評価内容数で除した点数(小数点以下2けた未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数)を平均評価点数とし、その合計を総合評価点数とする。
- (3) 総合評価点数の最も高いものを指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、各評価項目の平均評価点数に3点未満の点数がある場合は、指定管理者の候補者の選定対象としない。

2 「3 収支計画」の評価内容のうち「他の施設運営においての実績が、収支計画に影響を及ぼさないか。」及び「4 団体の能力及び適格性」のうち「最近の活動内容に評価する点はあるか。」については、該当事項がない場合は、評価内容から除く。

3 「5 施設の特異性に着目した項目」の評価内容は、委員会の会議において決定する。

議案第81号 参 考

指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 (島田市川根温泉ホテル)

1 指定管理者に指定しようとする団体の概要

- (1) 名称 大井川鐵道株式会社
- (2) 代表者 代表取締役 鈴木 肇
- (3) 所在地 島田市金谷東二丁目1112番地の2
- (4) 設立年月日 昭和57年6月25日
- (5) 業務内容
 - ア 地方鉄道業
 - イ 自動車運送事業
 - ウ 軌道並びに索道事業
 - エ 自動車貸渡業
 - オ 鉄軌道、自動車事業諸施設の保守管理及び建設工事
 - カ 電気、通信、空調、給排水設備及び機械器具等の設計施工
 - キ 不動産の売買、賃貸、仲介、管理並びに住宅地の経営
 - ク 航空運送代理店業
 - ケ 土砂、碎石の採集販売業
 - コ 食料品の調理加工販売業
 - サ 旅館、食堂、遊園地、その他観光娯楽施設の経営
 - シ 郵便切手、収入印紙の売り捌き及び酒類、たばこの販売並びに観光みやげ物品等販売業
 - ス 旅行業
 - セ 広告宣伝業
 - ソ 茶、茸、その他農産物の生産販売加工及び林業に関する事業並びに魚介類等の養殖販売業
 - タ 土木、建築、電気、その他の工事の測量、設計、請負、作業の監督並びにこれに付帯する一切の事業
 - チ 古物売買に関する事業
 - ツ 情報処理サービス業並びに情報提供サービス業
 - テ 店舗の改装及び建物の調査、診断、改修工事の請負
 - ト 自動車整備業
 - ナ 損害保険代理業
 - ニ 生命保険の募集に関する業務
 - ヌ 前各号の事業に関連する調査、研究、技術指導及びコンサルタント業
 - ネ 前各号に付帯または関連する一切の事業
- (6) 役員
役員 10人 (うち代表取締役1人、取締役7人、監査役2人)

2 島田市指定管理者候補者選定委員会における評価票

施設の名称		島田市川根温泉ホテル		応募団体数		3団体			
		団体の名称		大井川鐵道株式会社	株式会社 ユアーズ静岡	株式会社 時之栖			
評価項目	評価内容			平均評価点数					
1 事業計画の内容	施設の管理を完遂できる事業計画か。			3.29	3.29	3.49			
	施設の設置目的を十分に果たす計画か。								
	事業計画及びスケジュールに無理はないか。								
	職員配置、職員数及び採用計画は妥当か。								
2 施設の管理運営	施設の利用を公平に行う配慮がなされているか。			3.49	3.46	3.29			
	利用者の意見を管理運営に反映できるか。また、利用者の利便性の向上に配慮されているか。								
	施設の設置目的及び機能を理解しているか。								
	柔軟なサービス提供の取組が期待できるか。								
	緊急時の対応が図られているか。								
3 収支計画	個人情報保護の措置が図られているか。			3.37	3.43	3.37			
	収支予算の内容は適切であるか。								
	経費の圧縮が図られているか。								
	安定的な収入を得るための計画か。								
	他の施設運営においての実績が、収支計画に影響を及ぼさないか。								
4 団体の能力及び適格性	市の歳出の軽減が図れるか。			3.60	3.49	3.49			
	指定管理者制度の趣旨を理解しているか。								
	管理を行うのに十分な管理組織となっているか。								
	特定の政治団体、宗教等を偏重してないか。								
	最近の活動内容に評価する点はあるか。								
5 施設の特異性に着目した項目	施設の運営に対する意欲があるか。			3.74	3.43	3.40			
	島田市過疎地域自立促進計画に掲げる地域振興（地域住民の雇用、地元経済効果等）に向けた取組は実現可能なものか。								
	自主事業（食事のメニュー、料金等を含む）は顧客満足度につながるか。								
	民間の能力、アイデアを活かし、施設の利用の促進を期待できるか。（宣伝・広報等含む）								
	食品及び施設の衛生管理は適切に行われるか。								
川根温泉の指定管理者と連携が図られているか。			総合評価点数				17.49	17.10	17.04

備考

1 選定の方法は、次のとおりとする。

- (1) 評価は、原則として、評価内容ごとに、「5優れている、4やや優れている、3普通、2やや劣っている、1劣っている」の5段階で行う。ただし、施設の設置目的により、配点を加減することができる。
- (2) 評価項目ごとに、各評価内容の評価点数を加算し、評価内容数で除した点数（小数点以下2けた未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数）を平均評価点数とし、その合計を総合評価点数とする。
- (3) 総合評価点数の最も高いものを指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、各評価項目の平均評価点数に3点未満の点数がある場合は、指定管理者の候補者の選定対象としない。

2 「3 収支計画」の評価内容のうち「他の施設運営においての実績が、収支計画に影響を及ぼさないか。」及び「4 団体の能力及び適格性」のうち「最近の活動内容に評価する点はあるか。」については、該当事項がない場合は、評価内容から除く。

3 「5 施設の特異性に着目した項目」の評価内容は、委員会の会議において決定する。

議案第82号 参 考

指定管理者に指定しようとする団体の概要及び評価票 (島田市民総合施設プラザおおるり)

1 指定管理者に指定しようとする団体の概要

- (1) 名称 株式会社まちづくり島田
- (2) 代表者 代表取締役 清水 克俊
- (3) 所在地 島田市本通五丁目2番の2
- (4) 設立年月日 平成11年10月1日
- (5) 業務内容
 - ア 不動産の売買、交換、賃貸借及び仲介並びに所有、管理及び利用に関する業務
 - イ 島田市内の都市開発に関する企画、調査、設計コンサルタント業務
 - ウ 販売促進に関する情報、資料の収集、企画及び販売
 - エ 駐車場、会議場、コミュニティホール等の企画、調査、設計、運営
 - オ 地場産品の販売及び飲食店の経営
 - カ 共同店舗、集合店舗等の商業施設の企画、建設、運営
 - キ 地域産業に関する商品の企画立案及び製造販売の斡旋
 - ク 損害保険の代理業及び生命保険の募集に関する業務
 - ケ 情報関連事業に関する企画、調査及び運営
 - コ 地域活動に関する情報の収集及び提供に関する業務
 - サ 地域における文化活動の推進に関する業務
 - シ 緑化思想の普及及び緑化の推進に関する業務
 - ス ばらのまちづくりの推進に関する業務
 - セ 健康の増進及びスポーツの普及に関する業務
 - ソ 文化施設、体育施設、公園施設その他の施設の管理運営の受託に関する業務
 - タ 島田市が行う文化催事等の受託及び協力に関する業務
 - チ 公の施設内における物品販売
 - ツ 前各号に附帯する一切の業務
- (6) 役員
 - 役員 8人(うち代表取締役1人、取締役5人、監査役2人)

2 島田市指定管理者候補者選定委員会における評価票

施設の名称	島田市民総合施設プラザおおり	応募団体数	1団体
		団体の名称	株まちづくり島田
評価項目	評価内容	平均評価点数	
1 事業計画の内容	施設の管理を完遂できる事業計画か。	3.23	
	施設の設置目的を十分に果たす計画か。		
	事業計画及びスケジュールに無理はないか。		
	職員配置、職員数及び採用計画は妥当か。		
	施設の利用を公平に行う配慮がなされているか。		
2 施設の管理運営	利用者の意見を管理運営に反映できるか。また、利用者の利便性の向上に配慮されているか。	3.40	
	施設の設置目的及び機能を理解しているか。		
	柔軟なサービス提供の取組が期待できるか。		
	緊急時の対応が図られているか。		
	個人情報保護の措置が図られているか。		
3 収支計画	収支予算の内容は適切であるか。	3.06	
	経費の圧縮が図られているか。		
	安定的な収入を得るための計画か。		
	他の施設運営においての実績が収支計画に影響を及ぼさないか。		
	市の歳出の軽減を図れるか。		
4 団体の能力及び適格性	指定管理者制度の趣旨を理解しているか。	3.40	
	管理を行うのに十分な管理組織となっているか。		
	特定の政治団体、宗教等を偏重していないか。		
	最近の活動内容に評価する点はあるか。		
	施設の運営に対する意欲があるか。		
5 施設の特異性に着目した項目	多彩な実演芸能(人が演じたり歌ったり演奏したり踊ったりする芸能の分野の総称)を提供する自主事業の開催回数は十分であるか。	3.10	
	実演芸能の公演等を企画制作する能力、舞台設備を運用する能力、その他地域文化創造の先導的役割を担う拠点として必要な能力を有する人材の養成及び資質の向上を図る取組が提示されているか。		
	普段施設に足を運ばない人や文化芸術に触れる機会の少ない人に対する定期的なアウトリーチ活動が計画されているか。		
総合評価点数		16.19	

備考

- 1 選定の方法は、次のとおりとする。
 - (1) 評価は、原則として、評価内容ごとに、「5優れている、4やや優れている、3普通、2やや劣っている、1劣っている」の5段階で行う。ただし、施設の設置目的により、配点を加減することができる。
 - (2) 評価項目ごとに、各評価内容の評価点数を加算し、評価内容数で除した点数(小数点以下2桁未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数)を平均評価点数とし、その合計を総合評価点数とする。
 - (3) 総合評価点数の最も高いものを指定管理者の候補者として選定するものとする。ただし、各評価項目の平均評価点数に3点未満の点数がある場合は、指定管理者の候補者の選定対象としない。
- 2 「3 収支計画」の評価内容のうち「他の施設運営においての実績が収支計画に影響を及ぼさないか。」及び「4 団体の能力及び適格性」のうち「最近の活動内容に評価する点はあるか。」については、該当事項がない場合は、評価内容から除く。
- 3 「5 施設の特異性に着目した項目」の評価内容は、委員会の会議において決定する。

市道認定路線位置図

